

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和8年2月13日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 平山 大輔

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

石狩川下流降雨予測情報外提供

(出水時における迅速な水防活動や住民避難判断等に資するための降雨予測等の気象情報の提供役務)

(2) 業務内容

ア 降雨予測総合監視（石狩川流域・ダム流域）

イ 臨時予測情報提供

ウ 定期降雨解説提供（石狩川流域・ダム流域）

エ 流域総水量予測情報提供（定時）

オ 包蔵水量情報提供

カ 気象情報提供（地点対象・メッシュ対象）

キ 気象情報提供（レーダ雨量）

ク 防災用携帯電話等への気象情報提供

ケ 大雨時緊急メール配信

コ M S M 予測雨量情報提供

サ 土石流降雨予測総合監視

シ 土石流降雨予測情報提供

ス 累加雨量基準超過時のメール配信

セ 大雨警報発令時のメール配信

ソ ダム総水量予測情報提供

タ ダム流域気象概況情報提供

(3) 履行期限 令和9年3月31日まで

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願（別記様式1）を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 業務執行体制に関する要件

ア 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 17 条の規定に基づく予報業務の許可を有していること。

イ 北海道内の予報許可を有していること。

ウ 上記 1 (2) に掲げる業務を 24 時間体制で提供できること。

エ 気象庁が提供する各種情報を受信できる機器を保有するとともに、発注者に対して必要な情報提供を行う機器（ソフトウェアを含む。）を有していること。

(7) 業務実績に関する要件

ア 「同種業務」：気象に関する情報提供を行う業務

次に掲げる資格等を有する者を管理技術者及び業務担当者として配置できること。

なお、配置予定の管理技術者及び業務担当者は、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案書の提出日において 3 ヶ月以上直接雇用していることをいう。）にあること。

また、当該配置予定の管理技術者が外国資格を有する者（我が国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する者に限る。以下同じ。である場合は、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課（組織改正前の所管局課による認定（旧建設大臣認定を含む。）を含む。以下同じ。））を受けている必要がある。

（ア） 管理技術者

下記に掲げるいずれかの資格を有する者であって、平成 27 年度以降に上記ア

に示す「同種業務」における 1 件以上の実績があること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設または応用理学））
- ② 技術士（建設部門または応用理学部門）
- ③ 気象予報士
- ④ R C C M
- ⑤ 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者
または 1 級土木技術者

(イ) 業務担当者

気象予報士の資格を有する者であること（業務実績は求めない。）。

なお、業務担当者は 4 名以上配置すること。

- (8) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒 060-8506 北海道札幌市中央区北 2 条西 19 丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官（調達スタッフ）

電話：011-611-0269（内線 3283） 電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和 8 年 2 月 13 日から令和 8 年 2 月 25 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、北海道開発局ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムの URL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和 8 年 2 月 25 日（水）12 時 00 分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方

式参加願（別記様式1））を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
ヒアリングは実施しない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係る契約の締結は令和8年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、その期間分のみの契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。